

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月13日

【四半期会計期間】 第8期第1四半期
(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

【会社名】 オンコセラピー・サイエンス株式会社

【英訳名】 OncoTherapy Science, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 富田 憲介

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号

【電話番号】 044-820-8251

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 山本 和男

【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号

【電話番号】 044-820-8251

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 山本 和男

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

| 回次 | | 第8期 第1四半期連結 累計(会計)期間 | 第7期 |
|--------------------------------|------|----------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | | 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日 | 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日 |
| 事業収益 | (千円) | 79,401 | 1,972,835 |
| 経常損失 | (千円) | 624,336 | 314,281 |
| 四半期(当期)純損失 | (千円) | 632,924 | 202,073 |
| 純資産額 | (千円) | 7,861,392 | 8,491,436 |
| 総資産額 | (千円) | 8,294,956 | 9,108,161 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 38,709.41 | 41,867.36 |
| 1株当たり四半期 (当期)純損失 | (円) | 3,169.90 | 1,022.51 |
| 潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 | (円) | | |
| 自己資本比率 | (%) | 93.2 | 91.7 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 852,667 | 346,225 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 26,157 | 2,440,363 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 20,846 | 146,281 |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 | (千円) | 1,422,979 | 2,280,958 |
| 従業員数 | (名) | 91 | 75 |

(注) 1 事業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第7期及び第8期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益につきましては、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

| | |
|---------|--------|
| 従業員数(名) | 91(18) |
|---------|--------|

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数の(外書)は臨時従業員の第1四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3 従業員数が当第1四半期連結会計期間において、16名増加したのは、研究開発の進展にともない採用数を増加させたことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

| | |
|---------|--------|
| 従業員数(名) | 82(18) |
|---------|--------|

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数の(外書)は臨時従業員の第1四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3 従業員数が当第1四半期会計期間において、15名増加したのは、研究開発の進展にともない採用数を増加させたことによるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の業務は、業務の性格上、生産として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績がないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

| 名称 | 販売高(千円) |
|------------------------------------|---------|
| 癌関連遺伝子及びその遺伝子産物に関する情報並びに医薬品候補物質の提供 | 79,401 |
| 合計 | 79,401 |

(注) 1 主な相手別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

| 相手先 | 当第1四半期連結会計期間 | |
|---------|--------------|-------|
| | 販売高(千円) | 割合(%) |
| 扶桑薬品工業㈱ | 79,401 | 100 |

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライム問題に端を発した世界的な金融不安、原油・原材料の価格高騰、株価・為替の不安定な動きなどにより、経済環境の先行きについては、不透明な状況になっております。

医薬品業界においては新薬開発競争が激しさを増す一方、国内外の製薬企業間での提携・合併・再編が活発に行われています。

当社グループにおいては、東京大学医科学研究所との共同研究成果である癌関連遺伝子の情報を基に、癌ワクチン、低分子医薬、抗体医薬、核酸医薬等の医薬品の用途毎に、創薬研究として医薬品候補物質の同定及び最適化を積極的に展開しているほか、新生血管阻害剤OTS102の開発を実施しております。

当第1四半期連結会計期間における事業収益につきましては、提携先製薬企業からの開発協力金を受領し、連結事業収益は79百万円（前年同期比 65百万円増加）となりました。一方、医薬品候補物質の基礎研究、創薬研究及び臨床開発の継続的な推進により、連結経常損失は624百万円（同 207百万円増加）、連結四半期純損失は632百万円（同 209百万円増加）となりました。

なお、現在の当社グループの事業形態等から、製薬企業等との提携契約締結の成否、その締結時期及び収益の発生時期によって当社の業績は大きく変動し、それによって業績の四半期毎並びに上期又は下期に大きな偏重が生じる可能性、又場合によっては決算期ごとの業績変動要因となる可能性があります。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、8,294百万円（前連結会計年度末比 813百万円減少）となりました。流動資産は7,699百万円（同 790百万円減少）、これは、有価証券が前連結会計年度末と比べて1,500百万円減少した一方、現金及び預金が647百万円増加したことが主な要因となっております。固定資産は、595百万円（同 22百万円減少）となっております。

負債は433百万円（前連結会計年度末比 183百万円減少）となりました。流動負債は、285百万円（同 189百万円減少）、これは、未払金が前連結会計年度末と比べて140百万円減少したことが主な要因となっております。固定負債は148百万円（同 6百万円増加）、これは、独立行政法人科学技術振興機構からの開発費受領により、長期借入金が前連結会計年度末と比べて10百万円増加したことが主な要因となっております。

純資産は7,861百万円（前連結会計年度末比 630百万円減少）となりました。これは、利益剰余金が前連結会計年度末と比べて632百万円減少したことが主な要因となっております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,422百万円（前第1四半期連結累計期間比 3,574百万円減少）となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、852百万円の資金の減少（前第1四半期連結累計期間末は167百万円の減少）となりました。これは、税金等調整前四半期純損失が648百万円、未払金の減少187百万円が主な要因となっております。

投資活動によるキャッシュ・フローは、26百万円の資金の減少（前第1四半期連結累計期間末は923百万円の増加）となりました。これは固定資産の取得による支出20百万円、定期預金の増加による支出1,505百万円の一方、有価証券の減少による収入1,500百万円が主な要因となっております。

財務活動によるキャッシュ・フローは、20百万円の資金の増加（前第1四半期連結累計期間末は12百万円の増加）となりました。これは独立行政法人科学技術振興機構からの開発費受領により、長期借入金の計上10百万円と株式発行による収入10百万円が主な要因となっております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は637百万円です。

当社グループは、東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長中村祐輔教授と共同で、ほぼ全ての癌を対象とした網羅的な遺伝子発現解析等を実施し、既に多くの癌治療薬開発に適した標的タンパクを同定しております。また、近年それらの標的に対し、癌ワクチン、低分子医薬、抗体医薬、核酸医薬（siRNA医薬）の、より製品に近い創薬研究も積極的に展開し、既に医薬品としての開発を決定した新生血管阻害剤OTS102のほか、現在臨床試験を準備中の医薬品候補物質も複数有しております。

<基礎研究領域>

創薬ターゲットの特定等を行う基礎研究領域においては、ヒト全遺伝子（約23,000遺伝子）の遺伝子発現パターンを網羅的に検索できるcDNAマイクロアレイ（1、2）のシステムにより大腸癌、胃癌、肝臓癌、非小細胞肺癌、小細胞肺癌、食道癌、前立腺癌、膵臓癌、乳癌、腎臓癌および膀胱癌について発現解析が終了しております。これらの発現解析情報から癌で発現が高く正常臓器では発現の低い遺伝子を選択し、更に機能解析により、癌の発生の原因として機能していると特定した多数の遺伝子を分子標的治療候補遺伝子として同定しております。

<創薬研究領域>

医薬品候補物質の同定及び最適化を行う創薬研究領域においては、医薬品の用途毎に、より製品に近い研究を積極的に展開しております。

癌ワクチンにつきましては、大腸癌で2遺伝子、胃癌で2遺伝子、肺癌で4遺伝子、膀胱癌で2遺伝子、腎

膵臓癌で2遺伝子および膵臓癌でも有効性が期待できる新規腫瘍抗原5遺伝子を対象としたペプチドワクチン(3)を既に同定しておりましたが、さらに肝癌で2遺伝子、肺癌で1遺伝子、乳癌で1遺伝子同定しました。これらは、対象遺伝子が発現している癌細胞・腫瘍新生血管内皮細胞に対して、癌患者の特異免疫を介して細胞傷害活性を有する新規抗腫瘍ワクチンとなることが期待されます。さらに、より多くの候補ペプチドの単離を目指し、現在、乳癌、肝癌、膵臓癌、非小細胞肺癌、食道癌等でペプチドワクチンのスクリーニングを実施しております。

抗体医薬につきましては、治療標的となる癌特異的抗原を当面7分子に絞り込み、マウスモノクローナル抗体、ならびにヒト抗体から、癌治療用抗体としての特性を満たす抗体をスクリーニングしております。現在、担癌マウスにおいて腫瘍部位への選択的な集積を呈する抗体は数多く得られているほか、*in vitro*(4)ならびに*in vivo*(5)において、抗体単独で癌細胞増殖を抑制する抗体を評価中です。また、これらの抗体のうち、*in vivo*において腫瘍部位への選択的な集積を呈する抗体は、ドラッグデリバリーシステム(DDS)のツールとしての応用も可能であり、現在、放射性同位体で標識した抗体を担癌マウスに投与し、腫瘍選択的に放射線を照射させることによって、非常に高い治療効果を呈する抗体が複数得られております。これらは、臨床応用に向けて精力的に検討を実施中です。また、治療用としてはキメラ化が必要なマウス抗体の有望な候補に関しては、順次キメラ化作業を進行させており、更なる検討を加えております。

siRNA医薬につきましては、100を超える癌特異的遺伝子に対するsiRNAについて特許出願済ですが、その中で最も有望と思われる4つの癌特異的標的遺伝子について現在精力的に研究を進めております。内訳として膵臓癌治療標的が1遺伝子、肺癌で1遺伝子、乳癌で2遺伝子となっており、既に治療標的遺伝子としての妥当性を検証済みであり、様々な配列の中で最も高い効果を呈する配列を同定しております。現在、これらのsiRNA配列に関しましては、担癌マウスを用いた治療効果の評価、siRNAの生体内での安定性改良、DDSキャリアの検討等と併せて精力的に行っております。

低分子医薬につきましては、1種の癌特異的蛋白質に対する阻害剤探索の結果、幾つかの高活性化化合物が得られております。さらに2種の癌特異的リン酸化酵素に関して、医薬品リード化合物獲得のための構造活性相関研究により多数の新規化合物の合成を進めております。その結果、高活性のリード化合物が複数得られ、薬物動態特性も考慮したリード最適化作業を開始しました。並行して、より多様な構造骨格を持つ高活性化化合物確保のため大規模ライブラリのスクリーニングも実施中です。以上の他、乳癌その他の癌種で特異的に発現亢進し、癌細胞の増殖に大きく寄与する1種の蛋白質に対する特異的低分子阻害剤取得のため、大規模ライブラリスクリーニングによるヒット化合物探索を進行させました。

このように、独創的な分子標的治療薬の創製を目指した創薬研究を、多岐にわたり展開しております。

<医薬・診断薬開発領域>

医薬開発領域においては、扶桑薬品工業株式会社と提携しています癌の新生血管阻害剤OTS102は、本書提出日現在、第相臨床試験を終了し、第相臨床試験を開始すべく準備を進めています。OTS102については、平成18年12月に扶桑薬品工業株式会社との間で、新たな癌種への適応拡大についても提携いたしました。膀胱癌・食道癌ペプチドワクチンにつきましては、すでにGMP下でのペプチドの合成を終了し、現在、非臨床試験を実施中です。平成19年12月に大塚製薬株式会社と以前より提携していた大腸癌ペプチドワクチンについて医薬品としての開発に進むことで合意いたしました。現在、GMP下でのペプチド合成を実施しており、臨床試験を開始するために必要な非臨床試験を準備しております。さらに、大塚製薬株式会社と平成20年1月に膵臓癌に対するペプチドワクチンの開発について提携が成立いたしました。現在、一部のペプチドについてGMP下での合成を実施しており、臨床試験を開始するために必要な非臨床試験を準備しております。また、これらとは異なる新たなペプチドワクチンについても、GMP下でのペプチドの合成を終了し、臨床試験を開始するために必要な非臨床試験を開始いたしました。

診断薬開発においては、臨床の現場で使用しうる十分に特異性の高い診断薬が現在存在していない膵臓癌および肺癌等の疾患に対し、提携先であります株式会社医学生物学研究所は、当社が見出したそれぞれの疾患に重要な役割を持つ遺伝子を標的として、それぞれ高感度で、高い特異性を示すELISA(6)試薬の開発に成功しました。現在それらについてキット化を行い予備的臨床試験を開始し、可能な限り早期の承認、上市を目指し開発を進めております。

[用語解説]

(1)mRNA,cDNA,RNA

RNAはリボ核酸、mRNAはRNAのうち、メッセンジャーすなわち「伝令」の役割をもつものであります。人間の体は約60兆

個の細胞によって作られています。体の構造や働きはおもにタンパク質によって決まっております。そのタンパク質の設計図は遺伝子であり、そして、遺伝子の本体はDNAであります。このDNAは細胞の核の中のある染色体に存在しておりますが、タンパク質は設計図であるDNAから直接作られるのではなく、一旦、DNAからRNAが作られ、そのRNAが翻訳されてタンパク質となります。この一旦作られるRNAを「伝令」すなわちメッセンジャーRNA(mRNA)といいます。つまり、遺伝子情報の流れはDNA mRNA タンパク質というようになっております。

(2)マイクロアレイ

小さな基盤上に非常に高密度にDNAを配置し、それらを手がかりに大量の遺伝子情報を獲得することを目的として開発されたシステム。現在、遺伝子発現情報の解析において有用なものであると考えられております。

(3)ペプチド

タンパク質又はタンパク質の断片のこと。

(4)in vitro

「試験管の中で」を意味する医学・化学用語です。一般に実験室における動物を用いない実験的検証を意味します。

(5)in vivo

in vitro とは対比的に用いられ「体の中で」を意味する医学・化学用語です。一般に生体内（主に実験動物）での実験的検証を意味します。

(6)ELISA

Enzyme Linked Immuno Solvent Assay の略。酵素免疫測定法ともよばれている検査法で、抗原あるいは抗体に酵素を共有結合で結合させたものをプローブ（高分子またはその一部の特定位置を検出するため、標識として用いる物質）とし、抗体あるいは抗原の存在を抗原抗体反応として利用して測定する方法です。また、臨床診断の分野において、最も幅広く、数多く用いられている方法です。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 770,000 |
| 計 | 770,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成20年8月13日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|---------------------------------|------------------------------------|----|
| 普通株式 | 199,791 | 200,091 | 東京証券取引所 (マザーズ) | |
| 計 | 199,791 | 200,091 | | |

(注) 平成20年7月1日から平成20年8月13日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式数が300株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

(平成14年5月13日臨時株主総会決議)

| | |
|---|---|
| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
| 新株予約権の数 | 4,790個 (注) 1・2 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 4,790株 (注) 1・2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 3,334円 (注) 2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年5月14日から平成24年5月13日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 | 発行価格 3,334円 資本組入額 1,667円 (注) 2 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は 原則として権利行使不能 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 権利の譲渡及び担保権の設定の禁止 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 3 |

(平成14年7月24日臨時株主総会決議)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | 11,154個 (注) 1・2 10,751個 (注) 1・2 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 11,154株 (注) 2 10,751株 (注) 2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 3,667円 (注) 2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年7月25日から平成24年5月13日まで 平成14年7月25日から平成24年5月13日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 3,667円 資本組入額 1,834円 (注) 2 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 権利の譲渡及び担保権の設定の禁止 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 3 |

(平成14年11月27日臨時株主総会決議)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | 3,000個 (注) 1・2 1,604個 (注) 1・2 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 3,000株 (注) 1・2 1,604株 (注) 1・2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 3,667円 (注) 2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年11月28日から平成24年10月31日まで 平成14年11月28日から平成24年10月31日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 3,667円 資本組入額 1,834円 (注) 2 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 権利の譲渡及び担保権の設定の禁止 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 3 |

(平成15年7月15日臨時株主総会決議)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | 925個 (注) 1 6,000個 (注) 1 1,500個 (注) 1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 925株 (注) 1 6,000株 (注) 1 1,500株 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 100,000円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年7月22日から平成25年6月30日まで 平成15年7月22日から平成25年6月30日まで 平成15年7月22日から平成25年6月30日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 権利の譲渡及び担保権の設定の禁止 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 3 |

(平成16年6月29日株主総会決議)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 新株予約権の数 | 540個 (注) 1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 540株 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 585,614円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年6月30日から平成26年6月29日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 585,614円 資本組入額 292,807円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 権利の譲渡及び担保権の設定の禁止 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 3 |

(平成17年6月29日株主総会決議)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の数 | 1,070個 (注) 1 4,576個 (注) 1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,070株 (注) 1 4,576株 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 250,530円 177,259円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年6月30日から平成27年6月29日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 250,530円 資本組入額 125,265円 発行価格 177,259円 資本組入額 88,630円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 権利の譲渡及び担保権の設定の禁止 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 3 |

(平成18年6月27日株主総会決議)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | 1,460個 (注) 1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,460株 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 70,492円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年5月28日から平成29年5月27日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 70,492円 資本組入額 35,246円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位を失った、または社外協力者については、当社への協力関係を維持していない場合は原則として権利行使不能。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 権利の譲渡及び担保権の設定の禁止 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 3 |

(平成19年6月28日株主総会決議) <平成19年9月25日取締役会決議>

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | 1,250個 (注) 1 20個 (注) 1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,250株 (注) 1 20株 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 64,511円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年9月27日から平成29年9月26日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 64,511円 資本組入額 32,256円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 権利の譲渡または担保権の設定はできない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 |

(平成19年6月28日株主総会決議) <平成20年6月13日取締役会決議>

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の数 | 620個 (注) 1 100個 (注) 1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 620株 (注) 1 100株 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 143,798円 (注) 4 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年6月17日から平成30年6月16日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 143,798円 資本組入額 71,899円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 権利の譲渡または担保権の設定はできない。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

- 2 平成15年5月20日開催の取締役会決議により、平成15年6月13日をもって1株を50株に分割しており、また、平成16年8月19日開催の取締役会決議により、平成16年11月19日をもって1株を3株に分割しております。これにより新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使

により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を変更しております。

- 3 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収合併

吸収合併をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

新設合併

新設合併により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 4 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合、払込価額は株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注)6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

- 6 新株予約権の取得条項

下記に掲げる議案が株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (3) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (4) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (5) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(平成20年6月27日株主総会決議)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日) |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の数 | 3,000個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 3,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 未定 (注) 1・2 |
| 新株予約権の行使期間 | 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より8年以内とする。 ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 未定 (注) 1・2 |
| 新株予約権の行使の条件 | 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。(注) 1 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については取締役会の決議による承認を必要とする。(注) 1 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 3 |

(注) 1 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び今後開催される取締役会決議に基づき当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める予定です。

- 2 新株予約権の行使に際して、払込をすべき金額(以下、「払込価額」という)は、新株予約権1個につき、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は当該終値とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

- 組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
 (注) 4 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

下記に掲げる議案が株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (3) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (4) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (5) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成20年4月1日～ 平成20年6月30日 | 200 | 199,791 | 5,183 | 3,488,194 | 5,183 | 6,453,416 |

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期連結会計期間において、大株主の異動はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------|----------|----|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 199,591 | 199,588 | |
| 単元未満株式 | | | |
| 発行済株式総数 | 199,591 | | |
| 総株主の議決権 | | 199,588 | |

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄の株式数には、証券保管振替機構名義の失念株3株が含まれております。
 「完全議決権株式(その他)」の欄の議決権の数には、証券保管振替機構名義の失念株3株は含まれておりません。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|----------------|--------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成20年 4月 | 5月 | 6月 |
|-------|-------------|---------|---------|
| 最高(円) | 153,000 | 144,000 | 144,000 |
| 最低(円) | 116,000 | 129,000 | 118,000 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における株価を記載しております。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第4号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|---------------|-------------------------------|--|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 5,978,505 | 5,330,958 |
| 売掛金 | 31,281 | 21,885 |
| 有価証券 | 1,500,000 | 3,000,000 |
| 原材料 | 40,735 | 44,480 |
| 貯蔵品 | 2,280 | 2,624 |
| その他 | 146,450 | 89,684 |
| 流動資産合計 | 7,699,252 | 8,489,632 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 199,250 | 199,250 |
| 減価償却累計額 | 32,141 | 29,428 |
| 建物(純額) | 167,108 | 169,822 |
| 機械及び装置 | 131,954 | 131,954 |
| 減価償却累計額 | 97,060 | 94,709 |
| 機械及び装置(純額) | 34,893 | 37,244 |
| 工具、器具及び備品 | 365,496 | 342,465 |
| 減価償却累計額 | 197,883 | 184,444 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 167,612 | 158,020 |
| 有形固定資産合計 | 369,615 | 365,087 |
| 無形固定資産 | | |
| 特許権 | 131,484 | 150,607 |
| ソフトウェア | 8,447 | 9,484 |
| その他 | 72 | 72 |
| 無形固定資産合計 | 140,004 | 160,164 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 23,085 | 28,440 |
| 長期前払費用 | 5,877 | 7,485 |
| 差入保証金 | 57,122 | 57,350 |
| 投資その他の資産合計 | 86,084 | 93,276 |
| 固定資産合計 | 595,704 | 618,528 |
| 資産合計 | 8,294,956 | 9,108,161 |

(単位：千円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|--------------|-------------------------------|--|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 232,305 | 372,453 |
| 未払法人税等 | 6,655 | 18,111 |
| その他 | 46,093 | 84,261 |
| 流動負債合計 | 285,053 | 474,826 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 121,531 | 111,051 |
| 負ののれん | 23,362 | 26,699 |
| 繰延税金負債 | 3,617 | 4,148 |
| 固定負債合計 | 148,511 | 141,899 |
| 負債合計 | 433,564 | 616,725 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 3,488,194 | 3,483,011 |
| 資本剰余金 | 6,453,416 | 6,448,233 |
| 利益剰余金 | 2,207,820 | 1,574,895 |
| 株主資本合計 | 7,733,791 | 8,356,348 |
| 新株予約権 | 34,831 | 24,889 |
| 少数株主持分 | 92,769 | 110,197 |
| 純資産合計 | 7,861,392 | 8,491,436 |
| 負債純資産合計 | 8,294,956 | 9,108,161 |

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

| | 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|-----------------|---|
| 事業収益 | 79,401 |
| 事業費用 | |
| 研究開発費 | 1 637,419 |
| 販売費及び一般管理費 | 2 68,461 |
| 事業費用合計 | 705,881 |
| 営業損失() | 626,480 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 6,445 |
| 有価証券利息 | 5,730 |
| 負ののれん償却額 | 3,337 |
| 営業外収益合計 | 15,513 |
| 営業外費用 | |
| 為替差損 | 8,013 |
| 持分法による投資損失 | 5,355 |
| 営業外費用合計 | 13,369 |
| 経常損失() | 624,336 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 3 24,212 |
| 特別損失合計 | 24,212 |
| 税金等調整前四半期純損失() | 648,548 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,335 |
| 法人税等調整額 | 530 |
| 法人税等合計 | 1,804 |
| 少数株主損失() | 17,428 |
| 四半期純損失() | 632,924 |

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) | |
|---|----------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前四半期純損失() | 648,548 |
| 減価償却費 | 27,114 |
| 負ののれん償却額 | 3,337 |
| 株式報酬費用 | 9,941 |
| 持分法による投資損失 | 5,355 |
| 固定資産除却損 | 24,212 |
| 売上債権の増加額 | 9,396 |
| たな卸資産の減少額 | 4,089 |
| 未払金の減少額 | 187,993 |
| その他 | 74,548 |
| 小計 | 853,110 |
| 利息の受取額 | 6,050 |
| 法人税等の支払額 | 5,607 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 852,667 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 定期預金の純増減額 | 1,505,525 |
| 有価証券の純増減額 | 1,500,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 4,309 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 16,550 |
| その他 | 228 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 26,157 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 長期借入れによる収入 | 10,480 |
| 株式の発行による収入 | 10,366 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 20,846 |
| 現金及び現金同等物の減少額 | 857,978 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 2,280,958 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 1,422,979 |

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当する事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

会計方針の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

これにより損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当する事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当する事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当する事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

| 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年6月30日) | |
|---|--|
| 1 | 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 |
| | 外注費 210,338 千円 |
| | 給与手当 94,687 |
| | 試薬代 93,114 |
| | 減価償却費 25,725 |
| | 共同研究費 21,422 |
| 2 | 販売費に属する費用の割合は0.1%、一般管理費に属する費用の割合は99.9%であります。 |
| | 支払手数料 14,597 千円 |
| | 給与手当 14,086 |
| | 役員報酬 10,200 |
| | 地代家賃 7,065 |
| | 減価償却費 1,389 |
| 3 | 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 |
| | 特許権 24,212 千円 |
| | 計 24,212 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年6月30日) | |
|---|--|
| 1 | 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 |
| | 現金及び預金 5,978,505 千円 |
| | 有価証券 1,500,000 |
| | 計 7,478,505 |
| | 担保に供している定期預金 55,525 |
| | 預入期間が3ヵ月超の定期預金 4,500,000 |
| | 満期日到来3ヵ月超の有価証券 1,500,000 |
| | 現金及び現金同等物 1,422,979 |

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第1四半期 連結会計期間末 |
|---------|-------------------|
| 普通株式(株) | 199,791 |

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 (株) | 当第1四半期連結会計期 間末残高(千円) |
|-----------|------------|------------------|-------------------------|
| 提出会社(親会社) | | | 34,831 |
| 合計 | | | 34,831 |

連結子会社における新株予約権の当四半期連結会計期間末残高はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

(千円)

| | 株主資本 | | | 株主資本合計 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 3,483,011 | 6,448,233 | 1,574,895 | 8,356,348 |
| 当四半期連結会計期間中の変動額 | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | 5,183 | 5,183 | | 10,366 |
| 四半期純損失 | | | 632,924 | 632,924 |
| 株主資本以外の項目の変動額 | | | | |
| 当四半期連結会計期間中の変動額合計 | 5,183 | 5,183 | 632,924 | 622,557 |
| 当第1四半期末残高 | 3,488,194 | 6,453,416 | 2,207,820 | 7,733,791 |

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 当該四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

研究開発費 8,354千円
 販売費及び一般管理費 1,587千円

2 スtock・オプションの内容

| | |
|------------------------|---|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 従業員 30 社外協力者 9 |
| 株式の種類別ストック・オプション付与数(株) | 普通株式 620 普通株式 100 |
| 付与日 | 平成20年6月16日 |
| 権利確定条件 | 被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役を含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること |
| 対象勤務期間 | 平成20年6月16日～平成22年6月16日 |
| 権利行使期間 | 平成22年6月17日～平成30年6月16日 |
| 権利行使価格(円) | 143,798 |
| 付与日における公正な評価単価(円) | 74,204 |

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当社及び連結子会社の事業は、単一事業であります。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当社及び連結子会社の事業は、単一事業であります。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高が発生しないため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

| 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|-------------------------------|--------------------------|
| 38,709円41銭 | 41,867円36銭 |

(注) 1株当たり純資産の算定上の基礎

| 項目 | 当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|-----------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 7,861,392 | 8,491,436 |
| 普通株式に係る純資産額(千円) | 7,733,791 | 8,356,348 |
| 差額の主な内訳(千円) | 127,600 | 135,086 |
| 新株予約権 | 34,831 | 24,889 |
| 少数株主持分 | 92,769 | 110,197 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株) | 199,791 | 199,591 |

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

| 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) | |
|--|-----------|
| 1株当たり四半期純損失 | 3,169円90銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | |
| なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益につきましては、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。 | |

(注) 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

| 項目 | 当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) |
|---|--|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円) | 632,924 |
| 普通株式に係る四半期純損失(千円) | 632,924 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 199,667 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要 | <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成14年11月27日 (新株予約権4,604個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成15年7月15日 (新株予約権8,425個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成18年6月27日 (新株予約権1,460個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成19年6月28日 (新株予約権1,990個)</p> |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

オンコセラピー・サイエンス株式会社

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久 依

指定社員
業務執行社員 公認会計士 勢 志 元

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオンコセラピー・サイエンス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オンコセラピー・サイエンス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。